

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 9 月 19 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800109号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800077号

第1 結論

請求者のA社における平成26年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年7月及び同年8月の標準報酬月額については、50万円から59万円とする。

平成26年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月1日から同年9月1日まで

ねんきん定期便の年金記録と給与明細書を照合したところ、国に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多い厚生年金保険料が給与から控除されていることがわかった。調査の上、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書及び社員賃金台帳(以下「給与支給明細書等」という。)により、請求期間に係る標準報酬月額の改定の基礎となる平成26年4月から同年6月までの報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額(59万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(50万円)を超えていることが確認できる上、請求者は請求期間に、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額は、給与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 26 年 7 月及び同年 8 月について、請求者の同年 7 月の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800132号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800033号

第1 結論

昭和51年*月から昭和59年11月までの請求期間及び昭和60年10月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年*月から昭和59年11月まで
② 昭和60年10月から昭和61年3月まで

納付時期は覚えていないが、私の母は、満期となった私名義の郵便定期貯金で、私の過去の国民年金保険料10年分を一括納付し、その領収書を母から手渡された記憶がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のオンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)に係る被保険者資格記録が平成4年7月7日に入力処理されていることから、請求者の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたことが推認できることから、当該加入手続時点において、請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に上記とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を一括納付したとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況等を確認することができない上、請求期間後において、請求者の母親が請求期間に係る保険料を一括して遡及納付できる制度は実施されていない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800094号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800076号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年3月から昭和54年12月21日まで
② 昭和54年12月21日から昭和55年8月26日まで

私は、厚生年金保険に関する記憶は不明確であるが、請求期間①については、A社に勤務しており、請求期間②については、B社に勤務していた。しかしながら、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者のA社における雇用保険の加入記録から、請求者が当該期間のうち昭和52年6月1日から昭和54年12月20日までの期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間①の後の昭和62年7月23日(以下「新適日」という。)であることが確認できる上、同社の請求期間①当時の事業主、取締役の一人(事業主の妻)及び請求者が記憶する同僚の一人は、当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A社の請求期間①当時の上記取締役は、当該期間の資料はない旨陳述しており、請求者も当該期間に係る給与明細書を保有していない上、請求者が記憶する同僚二人のうち、一人については同社における厚生年金保険被保険者記録がないことから、所在を確認することができず、同社の新適日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者二人(請求者が記憶する同僚一人を含む。)に照会したものの、回答を得られなかったことから、請求者の同社における請求期間①に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 請求期間②について、B社の事業主は、請求期間②当時の資料は保管していない旨回答しており、同社は昭和 55 年 1 月 1 日に雇用保険の設置事業所となっているものの、請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求期間②において同社の厚生年金保険被保険者であった複数の従業員に文書照会を行ったが、請求者を記憶している者はおらず、請求者は当該期間に係る給与明細書を保有していない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 11 月 1 日から請求期間②の終期である昭和 55 年 8 月 26 日までの期間に、請求者の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番はない。

以上のことから、請求者のB社における請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。